

## 建築物除却届記入要領

建築物除却届は、建築物を除却しようとする場合に都道府県知事に届け出る書類です。

建築基準法第15条により、建築物の除却の工事を施工する者が届け出なければならないとされています。

書類の作成に当たっては記入漏れや誤りがないかなど十分に注意して作成する必要があります。

この「記入要領」を参考に建築物除却届を作成いただきますようお願いします。

なお、建替を伴う除却工事の場合は、建築物除却届ではなく、建築工事届にて届け出を行っていただきますようお願いします。

第四十一号様式（第八条関係）（A4）

床面積の合計が10㎡を超える  
場合に提出が必要です。

建築基準法第15条第1項の規定による

建築物除却届

「都道府県名」を忘れずに  
記入してください。

（第一面）

年 月 日

知事 様

除却工事施工者

郵便番号

住所

氏名

電話番号

印

押印が必要です。

※受付経由機関記載欄

除却工事が完了する日付を記入してください。

(第二面)

居住専用建築物に該当する場合は( )に「01から05」までの記号を記入してください。

※中段(注意)2. 第二面関係 ③ により主要用途の区分を記入してください。

【 1. 除却場所】

【 2. 除却予定年月日】 年 月 日

【 3. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ( )

(2)居住産業併用建築物 ( )

(3)産業専用建築物 ( )

【 4. 除却原因】 (1)老朽して危険があるため (2)その他

【 5. 構造種別】 (1)木造 (2)その他

居住産業併用建築物および産業専用建築物に該当する場合は( )に「11から46、99」の記号を記入してください。

※中段(注意)2. 第二面関係 ④ により主要用途の区分を記入してください。

【 6. 建築物の数】

【 7. 住宅の戸数】 戸

【 8. 住宅の利用関係】 (1)持家 (2)借家 (3)給与

【 9. 建築物の床面積の合計】 m<sup>2</sup>

【10. 建築物の評価額】 千円

忘れずに記入してください。

《例1》

1棟2戸の長屋を除却した場合は、

【6. 建築物の数】 1

【7. 住宅の戸数】 2戸

《例2》

1棟6戸の長屋のうち3戸を除却した場合は、

【6. 建築物の数】 1

【7. 住宅の戸数】 3戸

(注意)

1. 第一面関係

① 除却工事施工者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を捺印してください。

② ※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

① 各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。

② 3欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。

③ 3欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅(附属建築物を除く。)	01
居住専用住宅附属建築物(物置、車庫等)	02
寮、寄宿舎、合宿所(附属建築物を除く。)	03
寮、寄宿舎、合宿所附属建築物(物置、車庫等)	04
他に分類されない居住専用建築物(物置、車庫等)	05

④ 3欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分	記号
農林水産業	11
農業、林業、漁業、水産養殖業	11
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	12
鉱業、採石業、砂利採取業	12
建設業	13
製造業	14
食料品製造業、飲料・たばこ・資料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業(記号15から記号18までに該当するものを除く。)、窯業・土石製品製造業	14
化学工業、石油製品・石炭製品製造業	15
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	16
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	17



	器具製造業	
	ゴム製品製造業, なめし革・同製品・毛皮製造業, その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業, 情報サービス業, インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報製作業 (新聞業及び出版業を除く。)	25
	映像・音声・文字情報製作業 (新聞業及び出版業に限る。)	26
運輸業	鉄道業, 道路旅客運送業, 道路貨物運送業, 水運業, 航空運送業, 倉庫業, 運輸に附帯するサービス業	27
卸売業, 小売業	卸売業, 小売業	28
金融業, 保険業	金融業, 保険業	29
不動産業	不動産取引業, 不動産賃貸業・管理業 (駐車場業を除く。)	30
	不動産賃貸業・管理業 (駐車場業に限る。)	31
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店, 持ち帰り・配達飲食サービス	33
教育, 学習支援業	学校教育	34
	その他の教育及び学習支援業 (社会教育に限る。)	35
	その他の教育及び学習支援業 (学習塾及び教養・技能教授業に限る。)	36
	その他の教育及び学習支援業 (記号 35 及び記号 36 に該当するものを除く。)	37
医療, 福祉	医療業, 保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業 (信書便事業を含む。), 郵便局	40
	学術・開発研究機関, 政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業 (旅行業に限る。)	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業, 専門サービス業, 広告業, 技術サービス業, 洗濯・理容・美容・浴場業, その他の生活関連サービス業 (旅行業を除く。), 協同組合, サービス業 (他に分類されないもの) (記号 41 及び記号 44 に該当するものを除く。)	45
国家公務, 地方公務	国家公務, 地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

⑤ 4 欄、5 欄及び 8 欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

本紙は様式ではありません

～ 熊本県からのお願い ～

定期報告対象物件である昇降機等を廃止する場合、熊本県建築基準法施行細則第16条の3の規定に基づき、「昇降機等の廃止等届」の提出が義務付けられています。

当該届が提出されていない場合、所有者（または管理者）として登録されている方へ、定期報告の対象として案内や問い合わせを行うことがありますので、くれぐれも提出漏れが無いようお願いいたします。

○熊本県建築基準法施行細則  
第16条の3 抜粋

昇降機等の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。)は、当該昇降機等を廃止し、又はその使用を休止し、若しくは再開したときは、その日から2週間以内に、昇降機等の廃止等届(別記第22号様式)を知事に提出しなければならない。

〈昇降機等の廃止等届の提出先〉

建築物の場所	担当部署名	TEL
宇土市、宇城市、美里町、 上益城郡、上天草市、苓北町	県央広域本部土木部 景観建築課	096-273-9634
荒尾市、玉名市、玉名郡、 山鹿市、菊池市	県北広域本部土木部 景観建築課	0968-25-2729
合志市、大津町、菊陽町、 阿蘇市、阿蘇郡		0968-25-2724
氷川町、水俣市、芦北町、 津奈木町、人吉市、球磨郡	県南広域本部土木部 景観建築課	0965-33-3117

※熊本市、八代市及び天草市管内につきましては、様式が異なりますので、それぞれの建築担当部署にお問い合わせください。

